

マネー・ローンダリング等防止基本方針

コインチェック株式会社（以下「当社」といいます。）は、マネー・ローンダリング、テロ資金及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与（以下、これらの行為を総称して「マネー・ローンダリング等」といいます。）防止の決意を改めて表明し、ここに明文化します。

当社は、マネー・ローンダリング等防止対策の重要性を強く認識し、適用となる法律等を遵守すべく、以下のような内部管理態勢を構築し、業務を遂行します。

1. 運営方針

当社におけるマネー・ローンダリング等対策に係る基本方針を以下の通り定め、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、社内の役割を明確にし、組織全体としてマネー・ローンダリング等対策を講じます。

- (1) マネー・ローンダリング等対策に係る法令諸規則等を遵守します。
- (2) マネー・ローンダリング等対策を、当社の経営戦略等における重要な課題の一つと位置付けます。
- (3) 堅牢なマネー・ローンダリング等リスク管理体制を構築・維持します。
- (4) 自らのマネー・ローンダリング等リスクを特定・評価し、これを実行的に低減するため、リスクに見合った対策を講じるリスクベースアプローチを適用します。

2. 組織体制

当社の最高意思決定機関である取締役会は、マネー・ローンダリング等防止態勢の確立を最重要経営課題と位置づけ深く関与し、基本方針を定めます。また、社長執行役員にマネー・ローンダリング等防止のため組織を確立させ、統括管理者を任命させることで常時マネー・ローンダリング等に関する情報収集と適切な対応を行わせ、定期又は適宜報告を行わせます。

3. 取引時確認

当社は、取引時確認において、適切な措置を適時に実施できるよう、必要な社内態勢を整備します。

4. 疑わしい取引の確認

当社は、疑わしい取引への対応において、顧客との取引に関するモニタリングを実施する等社内態勢を整備します。当社は、疑わしい取引において、法令に基づき、速やかに当局に届出を行います。当社は、疑わしい取引について、速やかに適切な措置を行います。

5. 顧客受入方針

当社は、顧客の受入れに関して、顧客の適切なリスク格付けのために、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を確認し、必要な基準を整備します。当社は、同基準をもとに格付けされた顧客のリスクに応じて、適時適切な措置を講じるべく、必要な社内態勢を整備します。当社は、必要な基準や措置が実効的なものとなっているかを定期的に検証・監査する社内管理態勢を整備します。

6. 資産凍結等の措置に係る確認

当社は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認において、社内態勢を整備します。当社は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認において、適切な措置を適時に実施できるよう、マネー・ローンダリング等防止について周知徹底を図ります。

7. 遵守状況のモニタリング

(1) 法務・コンプライアンス本部 法務・コンプライアンス部によるモニタリング

当社は、法務・コンプライアンス本部 法務・コンプライアンス部により、マネー・ローンダリング等防止対策の遵守状況や実効性をモニタリングし、そのモニタリング結果を踏まえ、継続的に態勢改善に努めます。

(2) 内部監査室によるモニタリング

当社は、内部監査室により、マネー・ローンダリング等防止対策の遵守状況を定期的に監査し、その監査結果を踏まえ、継続的に態勢改善に努めます。

8. 記録保存

当社は、適用法令等を遵守した、記録保存に関する方針及び手続きを定めています。

9. 役員及び従業員の研修

当社は、役員及び従業員が研修を受講し、マネー・ローンダリング等防止に関する知識習得、意識向上を図ります。

2018年6月11日（制定）

2018年10月9日（改定）

2019年8月13日（改定）

2020年3月11日（改定）

2020年4月13日（改定）

2023年4月1日（改定）

2023年9月1日（改定）

2024年3月18日（改定）